

議事録要旨

会議名	令和4年度（2022年度）八王子市防災会議	
日時	令和5年（2023年）2月8日（水） 午後2時00分～午後3時00分	
場所	八王子市役所本庁舎 議会棟4階全員協議会室	
出席者	委員	出席数 44名
	事務局	菅野 英之防災課長、伊藤 雅佳課長補佐兼主査、生亀 正照主査、澤 尚史主査、溝口 泰平主査、檜葉 正世主任、大貫 肇主任、近藤 信彰主任
議事・報告	(1) 令和5年度（2023年度）八王子市総合水防訓練実施概要（案）について (2) 令和5年度（2023年度）八王子市総合防災訓練実施概要（案）について (3) 八王子市地域防災計画の修正について (4) 令和4年中（2022年中）の災害発生状況と本市の対応等について (5) 令和4年中（2022年中）の災害救急状況 (6) 土砂災害防止法に基づく警戒区域等の指定進捗図 (7) 八王子市総合防災ガイドブック（第3版）について (8) その他	
公開・非公開の別	公開	
非公開の理由	—	
傍聴人	なし	
配布資料	当日配布	

1 開 会

【配布資料確認】

- 令和4年度（2022年度）八王子市防災会議席次表
- 八王子市防災会議委員名簿
- 令和4年度（2022年度）八王子市防災会議次第
- 令和5年度（2023年度）八王子市総合水防訓練実施概要について（案）（資料1）
- 令和5年度（2023年度）八王子市総合防災訓練実施概要について（案）（資料2）
- 八王子市地域防災計画の修正について（資料3）
 - 【追加資料】東京都の新たな被害想定（概要版）
- 令和4年中（2022年中）の災害発生状況と本市の対応等について（資料4）
- 令和4年中（2022年中）の災害救急状況（資料5）
- 土砂災害防止法に基づく警戒区域等の指定進捗図（資料6）
 - 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（資料6-2）
- 八王子市総合防災ガイドブック（第3版）について（資料7）

2 会長挨拶

(八王子市防災会議会長 八王子市長 石森 孝志)

◆ 議 事

(1) 令和5年度(2023年度)八王子市総合水防訓練実施概要(案)について

事務局：【資料1に基づき説明】

それでは、令和5年度(2023年度)の八王子市総合水防訓練実施概要について、資料1に沿って説明させていただきます。令和5年度(2023年度)の八王子市総合水防訓練は、水防工法や救出訓練など前回と同規模の内容で行います。資料1をご覧ください。令和5年度(2023年度)は、5月20日(土)9時半から11時、市役所本庁舎前浅川河川敷広場にて実施いたします。訓練は台風接近に伴う大雨により建物への浸水や道路冠水などの水害発生の危険性が高まった想定で、市職員、消防署、消防団、自主防災組織などによる水防工法、救出救助訓練、水防活動支援訓練など行い、風水害に対する対応力の向上を目指します。

今後、訓練内容の詳細については、参加機関と調整してまいります。なお、昨年はコロナ禍において、防災会議委員の皆様には訓練参加機関に限定してご案内をいたしましたが、令和5年度(2023年度)は全ての防災会議委員の皆様にご案内させていただきます。

◎ (1) 承認

(2) 令和5年度(2023年度)八王子市総合防災訓練実施概要(案)について

事務局：【資料2に基づき説明】

令和5年度(2023年度)八王子市総合防災訓練実施概要について、資料2に沿って説明させていただきます。まず、八王子市総合防災訓練の会場選定につきましては、特定の地域に偏らないよう本市に3つある警察署管内から順番に訓練に適した会場を選定しております。令和5年度(2023年度)は10月29日(日)午前9時から午前11時、館小中学校分校舎にて実施いたします。訓練は午前9時、多摩地域を震源とするマグニチュード7.3の大地震が発生し、八王子市では最大震度6強を観測。木造家屋の倒壊により火災が発生し、延焼被害の拡大や逃げ遅れ等による要救助者も多数発生。また、ライフラインにも被害が発生した想定で行います。訓練の概要は資料2のとおり、自助・共助体制に基づく訓練、救出救助訓練、啓発活動を計画しております。今年度は新たに八王子市が取得する無人航空機を活用し、先行する消防団の無人航空機と連携し、情報収集、物資輸送等の訓練を実施し、防災機関、関係団体、地域住民とともに連携し、迅速かつ的確に対応できる体制の強化と住民による地域防災力の向上を図っていくことを目指します。

また、令和5年度(2023年度)八王子市総合水防訓練と同様に全ての防災会議委員の皆様にご案内させていただきます。今後も防災会議委員の皆様と共に進めていきたいと思っておりますので、御協力よろしく願いいたします。

◎ (2) 承認

(3) 八王子市地域防災計画の修正について

事務局：【資料3に基づき報告】

昨年は、災害対策基本法の改正及び新型コロナウイルス感染症を踏まえた修正を行いました。東京都が令和4年5月に「首都直下地震の被害想定」を見直し、「東京都地域防災計画」の改定作業を行っているところです。今回の被害想定の特徴は、数字で示せる被害状況に加え、数字で表せない被害状況を災害シナリオとして公表したことにあります。これらを受けて行われる「東京都地域防災計画（震災編）」の改定を踏まえ、新たな震災リスクから市民の命と暮らしを守るため、より一層、実効性のある計画へと修正いたします。修正における3つのポイントの1つ目は、「新たな減災目標の設定による対策の加速化」（予防・応急・復旧の観点から概ね10年後の達成すべき目標の設定と対策に推進）、2つ目は、「新たな課題への的確な対応」（通信依存の増大やテレワーク等に社会環境の変化に対応した地域防災力の向上）、3つ目は、「被害像の共通認識による実効性のある対策の推進（発災後の時間軸に沿う震災シナリオの共通認識とより実効性のある防災対策）となります。これらの修正ポイントを踏まえ、本市の基本計画である「未来デザイン2040」「八王子市国土強靱化計画」と整合を図り、デジタル技術を活用した防災DXの導入や太陽光発電等ゼロカーボンに配慮した計画を作成したいと考えております。今後の予定につきましては、令和5年（2023年）5月、東京都地域防災計画（震災編）公表後、庁内調整後に防災会議委員への意見照会。令和6年（2024年）2月に防災会議にて素案審議を経て、令和6年（2024年）5月にパブリックコメントの実施、東京都との事前協議を行い、修正案を作成してまいります。令和7年（2025年）2月に防災会議に修正案を付議し、令和7年（2025年）3月に地域防災計画を公表、防災会議委員の皆様へ配布を予定しております。

◎意見等

【南大沢交通安全協会 会長 田中 泰慶委員】

パブリックコメントについてですが、冊子が厚くなるとなかなか目を通してもらえないと言った話が市民参加条例の検討の中でも意見として出ています。市民参加の観点から概要版を作成したらどうでしょうか。

【事務局】

概要版も作成するとともに、素案の配布方法については、データで配布するなどの工夫をしております。

(4) 令和4年中（2022年中）の災害発生状況と本市の対応等について

事務局：【資料4に基づき報告】

令和4年中につきましては、八王子市では大きな被害、災害は起きておりません。1 日本全国の地震発生状況をご覧ください。福島県沖地震では震度6強を記録しました。八王子市では震度3でありましたが、体感的にかなりの揺れを感じたため、参集し情報収集のうえ、市内に被害がないことを確認いたしました。その他の地震並びに2 日本全国の台風・大雨等による主な被害発生状況にて大雪、火山、大雨など日本全国で発生した災害を一覧としております。

(5) 令和4年中(2022年中)の災害救急状況

八王子消防署 署長 原崎 義之委員：【資料5に基づき報告】

日頃、消防行政の各般に渡りまして、御協力・御支援をいただいておりますこと、この場をお借りして、感謝申し上げます。

本日は、昨年の災害救急の状況につきまして、主だったものを報告させていただきます。資料5をご覧ください。

まず、火災の状況ですが、総件数は166件と一昨年と比較しますと、7件の減少で、焼損面積につきましては、比較的大きな火災が少なかったことにより673㎡であったため755㎡の大幅な減少となっております。主な出火原因別といたしまして、コロナ感染拡大の影響により在宅で勤務されている方が増えたことが原因と思われませんが、充電器やテーブルタップ、コンセントなど電気関係に起因する火災が53件と一昨年と同様に多くを占めております。

一方で、市民の皆様の防火への御協力により放火による火災は33件と3件マイナスとなっております。ほとんどが、河川敷での火遊びによる枯草火災やごみ火災などで、住宅に放火されたような火災はございませんでした。また、残念ながら火災で亡くなられた方は2名に上りました。一昨年より4名の減少となります。

次に救助件数をご覧くださいと1,145件で、これも一昨年から19件の増加となっております。特に社会経済活動が再開されて以降、高尾山などで登山客が増加したことに伴う山岳救助の増加が128件と33件の大幅な増加でありました。

救急の出場件数ですが、34,141件と6,657件の大幅な増加となっております。これは、コロナの第7波、第8波の影響によりまして、受け入れ病院がなかなか決まらない、決まったとしてもかなりの長距離の搬送を余儀なくされるなどかなり厳しい状況で逼迫した状況になっておりました。改めて市民の皆様に救急車の適正な利用についてお願いできればと思います。以上が昨年の災害救急の状況であります。今年に入りまして死者が発生した火災が2件、500㎡以上大きく燃え広がった火災が2件と火災が多発しております。すでに焼損面積も1,200㎡を超えている状況でございます。火災の原因は電気ストーブ、テーブルタップ、バッテリーなど身近な電気器具に起因するものが多くなっております。消防署いたしましても緊急の対策本部を立ち上げ、マスコミ等への広報依頼、町会・自治会に対し、チラシを配布するなど注意喚起を図っております。また、消防署、消防団の警戒活動などあらゆる手段で注意喚起を図っておりますので引き続き御協力をお願いいたします。

(6) 土砂災害防止法に基づく警戒区域等の指定進捗図

事務局：【資料6に基づき報告】

「土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定状況図」について、東京都南多摩西部建設事務所から資料提供がありましたので、事務局から報告します。

資料6をご覧ください。土砂災害防止法は、土砂災害から住民の命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限、建築物の構造規制等のソフト対策を推進しようとするものです。

八王子市内については、平成23年度より指定を始め、平成30年3月15日に指定を完了しております。指定した区域等については、土砂災害防止法に基づき、概ね5年ごとに地形や土地利用状況を再調査し、更新を図っております。現在、2巡目の調査及び指定を進めており、川口、恩方、浅川の各地区では3巡目の調査に着手しております。八王子市内における現時点の土砂災害警戒区域は、3,670カ所、土砂災害特別警戒区域は3,198カ所となります。

続きまして、情報提供をいたします。

資料6-2をご覧ください。なお、資料内の都道府県知事とあるのは、本市は中核市ですので、八王子市長と読み替えてください。「宅地造成等規制法」の一部改正に伴う本市の対応につきまして報告いたします。

令和3年7月に発生した熱海市の土石流や、全国で発生した土砂災害を受け、令和4年5月に「宅地造成及び特定盛土等規制法」に法律が改正されました。この法律は、土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制することで、盛土等に伴う災害を防止するものです。

本市では、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定するため、東京都と共同で基礎調査に着手し、令和7年4月の指定に向けて作業を進めていきます。

(7) 八王子市総合防災ガイドブック（第3版）について

事務局：【資料7に基づき報告】

八王子市総合防災ガイドブックは、平成31年3月に初版を発行後、平時からの災害の備えなどについて、市民の皆様にも周知を進めてきました。令和2年には、東京都が見直した「浅川圏域浸水予想区域」や令和元年東日本台風対応、感染症予防を踏まえ、令和2年9月に第2版を発行いたしました。その後生じた浸水予想の見直しや災害対策基本法の改正については、変更情報を既存の冊子に差し込むなどの対応をしてきました。

次に主な変更内容ですが、まず啓発面につきましては、気象庁の公表する気象情報で、洪水・土砂災害の危険度を把握できる「キキクル」の使用方法などの情報収集機能を充実させたほか、災害対策基本法の改正に伴う避難情報の修正を行いました。

また、地図面におきましては、令和3年に東京都が見直した「秋川浸水予想」や本市が調査した市内の「浸水予想区域」について該当地域のハザードマップを別途作成し、お知らせしておりましたが、この度、情報を一本化したほか、隣接市の地震時の避難場所について地図の範囲内で掲載しました。

次に周知と配布方法についてですが、広報はちおうじ3月1日号でお知らせするとともに、市のホームページに掲載いたします。なお、デジタル活用の観点からパソコンやスマートフォンでの閲覧を案内いたしますが、冊子を希望される方には、防災課及び市民部各事務所で3月1日から配布していきます。

最後に、外国語版につきましては、3月末までに英語、中国語版をホームページに掲載するほか、多言語対応アプリ「カタログポケット」で対応できるようにいたします。

◎意見・要望等

【一般社団法人 東京都トラック協会 多摩支部 理事 飯沢 宗光委員】

会社に防災無線が配置されており、定期的に試験を行っているが、八王子市内に何台くらい無線が設置されており、どのようなスケジュールで試験を行っているか確認したい。数年前に防災FAXも配置されたが、その部分については試験を行ったことがないがどのように考えているのか。また、執務室の変更等に伴い当初の設置場所では活用しにくい場合があると思うが、その状況については、どの程度把握されているのか。

人がいない時間帯の対応についても確認したい。

【事務局】

設置数については、市内に385台を設置しており、FAX機能についても付いている。基本的な機器の点検については3年に1度くらいの頻度で保守点検として実施しております。

配置転換、レイアウト変更に伴う機器の移設につきましては、関係機関より連絡をうけ、内容確認をしたうえで費用もかかることから調整後に計画的に対応させていただきたい。また、地域防災無線は有効な通信手段と考えているが、それだけに頼るだけでなく、防災情報メールなども活用し、情報の共有を図っていく。

→【訂正】 無線数を385台と会議中に回答いたしましたが、218台となります。(関係機関等に配備している台数)

【一般社団法人 東京都トラック協会 多摩支部 理事 飯沢 宗光委員】

移設の際に費用については、事業者、市の負担どちらになるのか。

【事務局】

地域防災無線については、市で配備しているので、移設費用については、市で負担いたします。

【八王子市赤十字奉仕団 顧問 八木 幸子委員】

5日(日)に昨年5月に東京都が防災会議を開催したとの番組がNHKで放送されていた。その中で避難所に避難しようとした場合でも三分の一しか避難できないとの情報があった。そのようなことが想定される中で、自宅内での安全な場所にて待機することの必要になってくる。その際に大事になってくる3つのポイントがあり、①水、②食料、③トイレが大変重要となる。赤十字奉仕団では、それらのセットを作成しており、昨年の石川中学校で行われた「八王子市総合防災訓練」でも、たくさんの市民の方に配布することができた実績があります。今後も、イベント等でPRや配布を行っていきますので、活用されたい場合は窓口である福祉政策課を通じて依頼いただければと思います。

【会長】

貴重な御意見ありがとうございます。

閉会